

労働基準関係法令違反に係る公表事案

群馬労働局

最終更新日：令和7年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 伸光	群馬県伊勢崎市	R6. 11. 5	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分である屋内作業場で、内燃機関を有する清掃用機械を換気することなく使用させたもの	R 6. 11. 5 送検
赤城造林（有）	群馬県沼田市	R6. 11. 6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	伐木作業中に4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの	R 6. 11. 6 送検
(株) ヒロミヤ住建	群馬県高崎市	R6. 12. 20	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	関係請負人の労働者に高さ2メートル以上の箇所で作業させる際、墜落防止措置を講じなかったもの	R 6. 12. 20送検
(株) 飛翔興業	群馬県太田市	R7. 1. 9	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分なマンホールのピット内で、ガスによる健康障害を防止するための措置を講じることなく、内燃機関を有する発電機を使用させたもの	R 7. 1. 9 送検
(株) MORI ENGINEERING	群馬県前橋市	R7. 1. 17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第329条	高圧受電設備で整線作業を行わせるに当たり、労働者が充電部分に接触し感電するおそれがあったのに、これを防止する必要な措置を講じなかったもの	R 7. 1. 17送検
(株) キノコ・輪大	群馬県高崎市	R7. 1. 24	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	法定の資格を有しない労働者を最大荷重1トンのフォークリフトの運転の業務に就かせたもの	R 7. 1. 24送検
南波建設（株）	群馬県吾妻郡 東吾妻町	R7. 2. 19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	積載型トラッククレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、予め作業計画を定めず作業を行わせたもの	R 7. 2. 19送検
久保田運輸倉庫（株） 堀下倉庫	群馬県伊勢崎市	R7. 2. 21	労働基準法第32条 労働基準法第36条	時間外労働・休日労働に関する協定で定めた延長時間の限度時間を超えて、時間外労働を行わせたもの	R 7. 2. 21送検

群馬労働局

最終更新日：令和7年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) C R B	群馬県伊勢崎市	R7. 2. 27	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月分の定期賃金合計約10万円を支払わなかったもの	R 7. 2. 27送検
両毛運輸 (株)	群馬県前橋市	R7. 3. 14	労働基準法第32条 労働基準法第108条	時間外労働・休日労働に関する協定で定めた延長時間の限度時間を超えて、時間外労働を行わせ、また、時間外労働時間数を賃金台帳に記入しなかったもの	R 7. 3. 14送検
J Kソーラーコーポレーション	群馬県伊勢崎市	R7. 3. 17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	トラクターショベルを高所作業を行う際に、作業床として使用させたもの	R 7. 3. 17送検
(株) 山村 群馬支店	千葉県鎌ヶ谷市	R7. 3. 18	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	グラインダーを用いて金属製品の研ま・ばり取り作業を行わせる際に、防じん用の呼吸用保護具を使用させていなかったもの	R 7. 3. 18送検
(株) 興伸製作所	群馬県藤岡市	R7. 3. 24	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	グラインダーを用いて金属製品の研ま作業を行わせる際に、防じん用の呼吸用保護具を使用させていなかったもの	R 7. 3. 21送検
中国化薬 (株) 吉井工場	広島県呉市	R7. 3. 24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第256条	発火性の物を焼却する作業を行わせていた際に、点火源となるおそれのあるものに接触させたもの	R 7. 3. 21送検
湯浅建材	群馬県高崎市	R7. 4. 15	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	解体工事現場において、物体の落下による危険を及ぼすおそれがあったのに、防網の設備を設け、立入禁止区域を設定する等の措置を講じなかったもの	R 7. 4. 15送検
(株) 千島工務店	群馬県吾妻郡 中之条町	R7. 5. 16	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に移動式クレーンを運転させたもの	R 7. 5. 16送検
萬屋建設 (株)	群馬県沼田市	R7. 7. 10	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	関係請負人の労働者に高さ2メートル以上の箇所で作業させる際、墜落防止措置を講じなかったもの	R 7. 7. 10送検
(株) B u n k e r	群馬県前橋市	R7. 7. 10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さが2メートル以上の箇所で作業させる際、墜落防止措置を講じなかったもの	R 7. 7. 10送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
番貞鋼材（株） 第二工場	群馬県前橋市	R7.9.10	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	グラインダーを用いて金属製品の研ま作業を行わせる際に、防じん用の呼吸用保護具を使用させていなかったもの	R7.9.10送検
（株）新芝製作所	群馬県高崎市	R7.10.9	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 特定化学物質障害予防規則第28条	特定化学物質作業主任者に、溶接ヒュームを取り扱う作業に従事する労働者の保護具の使用状況の監視を行わせなかったもの	R7.10.9送検